

第20号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い，関係条例の規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め，同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

(芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め，同条第2項

中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い，関係条例の規定を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例中の次の表に掲げる用語の定義で引用する介護保険法の条項を次のとおり改める。(第1条関係)

	引用条項	
	改正案	現 行
居宅サービス計画 (第18条及び第19条)	第8条第24項	第8条第23項
指定居宅サービス等(第89条)		
共同生活住居(第67条及び第111条)	第8条第20項	第8条第19項
介護保険施設(第67条)	第8条第25項	第8条第24項
地域密着型特定施設サービス計画 (第131条)	第8条第21項	第8条第20項
地域密着型施設サービス計画 (第152条)	第8条第22項	第8条第21項

- (2) 芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例中の次の表に掲げる用語の定義で引用する介護保険法の条項を次のとおり改める。(第2条関係)

	引用条項	
	改正案	現 行
共同生活住居(第11条)	第8条第20項	第8条第19項
介護保険施設(第11条)	第8条第25項	第8条第24項

3 施行期日

平成28年4月1日